

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
その翌日)

鳥取県告示第八百七十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平林鴻三

◇告示

目 次

次

保険医等の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による指定医療機関の指定

解除予定の保安林

都市計画の変更に係る案の縦覧

建築基準法による道路の位置の指定

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
加川教史	鳥薬第 四三四号	昭和五十五年八月二十五日
中曾美砂	鳥薬第 四三五号	昭和五十五年九月一日
高木有子	鳥薬第 四三六号	昭和五十五年九月二日
渡部博昭	鳥医第二、五二三号	昭和五十五年九月四日
大谷純	鳥医第二、五二四号	"
山根歳章	鳥医第二、五二五号	昭和五十五年九月五日
船本浩治	鳥医第一、五二七号	昭和五十五年九月八日
佐藤一彦	"	"
鳥医第一、五二八号	"	"

小谷眞美	鳥医第二、五二九号	"
北田文則	鳥医第一、五三〇号	"
和仁孝夫	鳥医第一、五三一號	昭和五十五年九月十日

鳥取県告示第八百七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保保医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平林鴻三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
越智浩二	鳥医第一、五三三号	昭和五十五年九月十日
足立百	鳥齒第三九六号	昭和五十五年九月十二日
森田享弘	鳥齒第三九七号	"

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平林鴻三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
加川教史	鳥国薬第 四三四号	昭和五十五年八月二十五日
中曾美砂	鳥国薬第 四三五号	昭和五十五年九月一日
高木有子	鳥国薬第 四三六号	昭和五十五年九月一日
渡部博昭	鳥国医第一、五二三号	昭和五十五年九月四日
林永祥	鳥国医第一、五二四号	"
大谷純	鳥国医第一、五二五号	昭和五十五年九月五日
山根歳章	鳥国医第一、五二六号	昭和五十五年九月八日
佐藤一彦	鳥国医第一、五二七号	"
船本浩治	鳥国医第一、五二八号	"

小谷眞美	鳥国医第一、五二九号	
北田文則	鳥国医第二、五三〇号	"
和仁孝夫	鳥国医第二、五三一號	昭和五十五年九月十日
越智浩二	鳥国医第二、五三一號	"
足立百	鳥国医第二、五三一號	昭和五十五年九月十二日
森田享弘	鳥国医第二、五三一號	"

鳥取県告示第八百七十八号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

指定期日	医療機関名	所在地
昭和五十五年九月二十九日	水垣内科	鳥取市徳尾字石堂五一一六
"	家森薬局	東伯郡赤崎町大字赤崎二〇一一六
"	株式会社大陽堂薬局	倉吉昭和町五〇一番地一

鳥取県告示第八百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十五年九月二十九日

水垣内科

鳥取市徳尾字石堂五一一六

家森薬局

東伯郡赤崎町大字赤崎二〇一一六

指定期日	医療機関名	所在地
昭和五十五年九月二十九日	水垣内科	鳥取市徳尾字石堂五一一六

鳥取県告示第八百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平林鴻三

解除予定に係る保安林の所在場所

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和五十五年九月二十八日	水垣内科医院	鳥取市徳尾字石堂五一一六
"	東伯郡赤崎町大字赤崎一五四九	

東伯郡三朝町大字下畠字小代路六七三の四六、六七三の四七、六七三の四九から六七三の五一まで、六七三の六三から六七三の六七まで、
六七三の六九、六七三の七〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鹿野都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次とおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称
鹿野都市計画道路
二・三・一号 鹿野浜村停車場線（変更後三・五・一号鹿野浜村停車場線）

昭和五十五年十月七日から同月二十一日まで

二・三・四号 鹿野矢矯線（変更後三・五・二号鹿野矢矯線）
二 都市計画を変更する土地の区域
二・三・一号 鹿野浜村停車場線

変更する部分

氣高郡鹿野町大字鹿野字金堀、字寄田ノ二及び字寄田ノ三
追加する部分

氣高郡鹿野町大字閉野字堂ノ前並びに大字鹿野字金堀、字下岩田、
字上岩田及び字東砂田

(2) 二・三・四号 鹿野矢矯線

変更する部分

氣高郡鹿野町大字鹿野字西砂田及び大字末用字中嶋
追加する部分

氣高郡鹿野町大字閉野字堂ノ前並びに大字鹿野字金堀、字下岩田、
字上岩田及び字東砂田
廃止する部分

氣高郡鹿野町大字鹿野字寄田ノ一、字寄田ノ二、字寄田ノ三、字
寄田ノ四、字紺屋町、字觀音寺前、字桑木原、字小屋根頭、字玉
泉及び字雲龍寺前

三 都市計画の案の縦覧場所

氣高郡鹿野町鹿野一七八二番地 鹿野町役場

四 縦覧期間

鳥取県告示第八百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二号第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年十月七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市小田二一九一八 山本勝雄	倉吉市福守町字馬場先キ一 八九一四の一部、一八九一 五の一部、一九九一七、一 九九一六、一九九一三、一 九九一八、一八九一八及び 一八九一九並びに字馬場先 キ一八九一八、一八九一九 及び一九九一三の地先農道	幅員 四・〇〇～一三・一 メートル 延長 一五五・二メートル